

防災・災害法制の現状と問題点

阪神・淡路大震災を中心として

阿部泰隆

神戸大学法学部教授

ジャーリスト

一はじめに

災害にかかる課題としては、災害を予知して、事前に避難すること、災害に耐えうる安全な街をつくること、災害が発生した場合に、緊急対策を講ずること、緊急に救助すること、復興・復旧に向けて、個人の生活・住宅・産業を支援すること、新しく、住みよい街をつくることなどが考えられる。これについて、それぞれ法的な側面がある。これを検討するのが本稿の課題である(1)が、災害といつても、地震、大規模な火事、暴風、豪雨、豪雪、噴火、洪水、津波、高潮、爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没とたくさんあり(災害対策基本法二条一号、施行令一

条) (ただし、「おやじ」はともかく、雷、竜巻がこれに入っていないのはなぜだろう、それぞれ異なる。そこで、ここでは、防災・災害法制のうちの阪神大地震に絞って考えるが、それでもこの全体について詳細に述べることはここではスペースと能力が許さない。ここで述べる内容が体系的でないことはご了解を得たい。

二 予知による避難、警戒 ——大規模地震対策特別措置法の廃止を

1 地震の予知

災害の予知による予防は、台風、洪水、高潮などに関しては、当然に行われている。予知ができるからである。今回も東灘のガソリンタンク漏洩事件で避難勧告が出た。雲仙、伊豆大島などで避難、警戒措置が発動されたのも記憶に残っているはずである。こうした噴火とか、洪水、津波の場合には、だれでもそれなりに危険だということがわかるので、予知がはずれても、危険性は高かつたということで、納得がいく。

地震に関しては、別に扱難所・仮設住宅に関しては、別に扱う予定である。

他の論者の論考に委ねる。個人補償の要否は、本誌の別稿で述べた。避難所・仮設住宅に関しては、別に扱う予定である。

るというつもりで、国費を一〇〇〇億円もかけて地震予知研究を推進し、地震防災対策強化地域判定会をおいている(2)。しかし、地震の予知は理学的にはともかく法的に意味のある制度になつてゐるのであらうか。法的にいえば、地震の予知とは、単なる研究ではなく、リスクマネジメントであり、人々に避難行動を要求する前提になるものである。

特に、その予見がはずれた場合、大変な経済的損失が生ずるので、責任者としては避難行動を求める決断を逡巡しかねないし、決断したが一度はすれば、次は狼少年で、従う者はほぼいなくなる。そこで、法的意味における予知とは、人間に予防行動を起こさせる程度に、時と場所、期間を限定して、その大きさを具体的に明らかにすることが必要であ

る。

今回の震災のさいは、関西にも地震が来るという警告をしていたとして、警戒が足りなかつたことを戒められたが、この程度の段階にとどまる限り、地震の予知は法的にも社会的にも何の意味もない。

しかし、地震の発生する危険性は、地表からはわからないし、しかも、危険がいつ消滅するかもわからない。人々は長期間の避難に耐えられないであろう。避難する人の数も、噴火の比ではなく、百万人単位となれば、避難する場所もない。もつとも、避難はしないが、我が家で地震に備えるという人のためには予知も役立つが、その程度であれば、普段から地震に備えるように注意を喚起するくらいで済む。

地震の中でも東海地震にかぎり予知は可能という前提がとられているが、実際に人間の行動を規制するほど具体的な予知まではまだできるわけがないというのが現段階の研究状況ではないか⁽³⁾。それもできるような幻想を振りまいて、予算を獲得するのは詐欺まがいと非難されてもやむをえない。地震の予知などは法的にはほとんど無意味であり、大規

模地震対策特別措置法は即刻廃止すべきである。

これに対し、もっと長期スパンの地震予知は必要である。いつ来るかわからないが、どの程度の地震がい

ずれ来ると見当がついていれば、耐震設計、都市のインフラなどの設計、建物の更新の参考になる。しかし、この点も、これまでの耐震工学者は、ロス地震のようないくに高速道路が壊れることは日本では起きない、などといっていたので、工学と理学の間に満足な連携があつたとは思えないと。弁護士会では、警戒区域の

指定は、公共のためであるから、それによって立入りできないために農業などに被害が生じた分は国家が補償すべきであるなどとする⁽⁶⁾が、そんなことをいうなら、警戒区域の制度を廃止して、勝手に立ち入って貰えばよい。そうすれば、事故が起きたても国家は知らないことになる。

また、補償が出ないので、市町村長は警戒区域の指定の決断をしにく

い無理な議論と思う。

今回の阪神大震災では、東灘のL

Pガス漏れで避難勧告が出たが、一

日で解除された。しかし、周辺住民

七万人が避難勧告から帰宅した後も

漏出が止まらなかつた。ガス漏れは

六日間続いて、爆発の危険があり、

濃度が一時安全値を超したし、爆発

すれば半径二〇キロの範囲内の市街

地が火の海に包まれるおそれがあつたのに、住民には周知措置がなかつた。こうした極限の中、消防局は静

電気でさえ爆発につながる恐怖に耐え、残つたガスを別のガスタンクに

移し替え、惨事を未然に防いだが、

住民避難をめぐるわが国の危機管理

に警鐘を鳴らした(読売新聞四月一

七日夕刊一面)。危機時における情報

提供、避難勧告の難しさを示してい

る。

任を負つて、対応すべきである。ま

た、災害対策基本法は風水害を中心

にして、震災にはあまり関心をもつていない⁽⁴⁾。その改正論は稿を改める。

この警戒区域の設定により営業活動ができなくなつても、原因は法律ではなく、天災なので、補償は出ない⁽⁵⁾。弁護士会では、警戒区域の指定は、公共のためであるから、そ

れによって立入りできないために農

業などに被害が生じた分は国家が補

償すべきであるなどとする⁽⁶⁾が、そ

んなことをいうなら、警戒区域の

制度を廃止して、勝手に立ち入って

貰えばよい。そうすれば、事故が起

きても国家は知らないことになる。

また、補償が出ないので、市町村長

は警戒区域の指定の決断をしにく

い無理な議論と思う。

今回の阪神大震災では、東灘のL

Pガス漏れで避難勧告が出たが、一

日で解除された。しかし、周辺住民

七万人が避難勧告から帰宅した後も

漏出が止まらなかつた。ガス漏れは

六日間続いて、爆発の危険があり、

濃度が一時安全値を超したし、爆発

すれば半径二〇キロの範囲内の市街

地が火の海に包まれるおそれがあつたのに、住民には周知措置がなかつた。こうした極限の中、消防局は静

電気でさえ爆発につながる恐怖に耐え、残つたガスを別のガスタンクに

移し替え、惨事を未然に防いだが、

住民避難をめぐるわが国の危機管理

に警鐘を鳴らした(読売新聞四月一

七日夕刊一面)。危機時における情報

提供、避難勧告の難しさを示してい

る。こういうものは平常時の訓練が

2 災害対策基本法の避難勧告

災害対策基本法は、災害の場合の対処方法を決めた基本法であるが、避難勧告、警戒区域の設定は、市町村長の権限としている。これは市町村原則主義である。現場をよく知る市町村長のほうが適切に対応できるといふ発想に基づく。しかし、市町村で対応できるのは小規模災害であるから、この法律は実は小規模災害対策基本法とでもいふべきである。雲仙の災害とか大地震のような大規模災害の場合には、国家が大災害と認定して、権限を掌握して、責

任を負つて、対応すべきである。また、災害対策基本法は「公共のために用いた」という憲法上の損失補償の問題ではなく、長期間の災害によつて脅かされた生活と営業に対する政策補償の問題である。政策補償が十分でないことは確かであろうが、だからといって、財産権を公共のため取り上げられたというのはどうて無理な議論と思う。

今回の阪神大震災では、東灘のL Pガス漏れで避難勧告が出たが、一日で解除された。しかし、周辺住民七万人が避難勧告から帰宅した後も漏出が止まらなかつた。ガス漏れは六日間続いて、爆発の危険があり、濃度が一時安全値を超したし、爆発すれば半径二〇キロの範囲内の市街地が火の海に包まれるおそれがあつたのに、住民には周知措置がなかつた。こうした極限の中、消防局は静電気でさえ爆発につながる恐怖に耐え、残つたガスを別のガスタンクに移し替え、惨事を未然に防いだが、住民避難をめぐるわが国の危機管理に警鐘を鳴らした(読売新聞四月一七日夕刊一面)。危機時における情報提供、避難勧告の難しさを示していくことにすればよい。それなら補

なければ適切には運用できません。

三 防災都市の建設

今回の震災で、防災都市づくりが合い言葉になつてゐる。道路、緑地、避難所の建設、防火水槽、消火栓の設置、河川の水の引き入れ、交通や水道などの公共施設の耐震機能の強化など、たくさん提案がある。特に、関東大震災のさいには緑地が延焼を防いだので、広大な緑地（大公園、河川・海浜沿いの帶状緑地など）をつくれという提案がある⁽⁷⁾。

しかし、白地の状態で街をつくるのであればともかく、既存の街で、人が住んでいたのに、それを追い出して緑地をつくることはまず不可能である。ちょうど焼け野原になつた機会にといつても、公園の分がうまく焼け野原になつた部分を公園にといつても、住み慣れた街に戻つて住み続けたいというのが多くの住民の意向である以上大反対が起きるであろう。仮に代替地を確保すれば我慢して貰えるとしても、提案されるような広大な公園の代替地を早急

に確保することは不可能である。しかも、広大な緑地が役に立つほどの地震は滅多に来ない。直下型地震は一〇〇〇年単位でしか来ないものであるから、大変な抵抗が予想される。既存の街の大改造に着手することは愚策である。そんな金があれば、貯金しておいて、被災者の救済に充てるか、兵庫県の裏側に理想の街を建設したほうがよい。通常の地震であれば、心配なのは東京、横浜、湘南である。このように、右記の提案はなんと能天氣だとびっくりするが、それに注目して二度も発言させる新聞にも吃驚する。

兵庫県は、河川、道路沿いに防災公園を碁盤目状に配置し、延焼防止や生活用水確保をはかる案を「緊急インフラ整備三ヶ年計画」に盛り込むという（サンケイ四月一二日一面）。民有地を買収して大きな公園をつくるのではない点で、上記の案とは異なる。

これに反し、道路を拡張するくらいなら過大投資ではない。もつとも、道路は防災に役立つかという疑問がある。マイカーで脱出するため江東区の防災拠点として建設されている白鬚東では、一〇〇〇数百億円かかるうち、一〇〇〇億円以上は東

迫ればかえって危険である。関東大震災のさいには、大八車で避難した人の荷物に引火して大火になった。

しかし、幅の広い道路は延焼を防ぐ防火帯になる。また、交通規制をしていれば、救援隊の通行を確保できる。それに、防災の機能を果たすかどうかはともかく、交通渋滞を解消するためにも拡張が必要な道路は多いであろう。それは建物が新築されれば困難であるから、建物の多くが壊れたこの機会に着手するしかない。

本当に防災に役立つのは、密集市街地の改造である。これは非常に難しい施策であり、一朝一夕にはできない。その手法の一つである都市再開発事業は行政がこれまでの土地を高層建築物のフロアの権利に変換するが、時間と金がかかる上、既存の権利者に原価で分け前を与えたため、保留床は高くついて、なかなか売れず、結局は公共団体の持ち出し

が大きい。東京都は震災予防条例を制定して、震災に強い街につくり変えいくという施策を講じている。その他、震災予防条例を制定して、防災都市づくりに励んでいる自治体もある⁽⁸⁾。

防火水槽は用地を買収して行うことになつてゐるが、これでは金がかかるので、住民に出させる方法を工

適格で建替がきかないマンションについては、総合設計制度を活用して、公開空地を取らせれば、容積率のアップを認めようとされている（建設省住宅局四月一三日）が、公開空地などはビルの前にちょっと空地があるだけで、公共用に活用されているとも思えないのが多い。そこで、公開空地の代わりに、ビルの地下に防火水槽をつくりさせたほうが社会のためである。また、従業員のか、住民・通行人の避難場所、食糧と水の確保をビルの所有者に義務づけるべきである。これだけさせれば、用途地域に趣旨にあわない高層の建物でも、周辺住民の納得を得られる可能性が高まるであろう。今の方策は縦割りで、本当の災害対策にはならない。

四 復興のための財政的支援

1 財政援助・助成法

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が制定された。その内容は、地

下に防火水槽をつくらせたほうが社会のためである。また、従業員のか、住民・通行人の避難場所、食糧と水の確保をビルの所有者に義務づけるべきである。これだけさせれば、用途地域に趣旨にあわない高層の建物でも、周辺住民の納得を得ら

施策は縦割りで、本当の災害対策にはならない。

同様に、都市計画法の開発許可の
さいに開発面積の三%の公園を取ら
せる（都計法施行令二五条六号）が、
三%など小さなものなので、それぞ
れに取らせるのではなく、それをま
とめて大きな公園になるような工夫
が必要である。金銭による提供の道
を開くのも合理的である。

2 国庫補助の強化

(1) 普通の災害の財政支援は激甚災害法で用意されているが、今回の被害は通常の激甚災害ではないので、特別に上乗せ補助した。

さらに、従来は激甚災害法の対象になつていなか復旧事業のうち、①

道・工業用水道施設、⑤電気通信施設、
港湾施設、③鉄道・地下鉄、④水
業に加えた。補助事業に公営施設を
設、⑥病院の六事業を新たに補助事
道売り市場 (2)公共土木施設を除く
である。

国庫補助率は、次頁の一覧表を参考されたい。このほかに、民間福祉施設につき、県、市町の補助もあ

る。

と、住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長などを行うことといったものにすぎない。

この内容は膨大である。その細目に立ち入る余裕はない。地元の情報から若干の説明をする。

(2) 福祉施設の復旧費には国庫補助が出るが、福祉施設の場合、通常の経営では、この自己負担分を貯金する方法はない。措置費と入居者からの徴収分は施設の運営に当てるので、貯金の余裕はない。あるのは、寄付分とか、他の病院経営の儲けなどである。

特別養護老人ホームが震災で崩壊した場合、国庫補助は、これまでの四分の三（国四分の一、県または指定都市四分の一）であったが、今度六分の五（国三分の二、県または指定都市六分の一）に上乗せされた。計算上は優遇されたよう見えるが、国の基準事業費が実態に合わず、超過負担があった。神戸市の場合もともとはその一部を負担して、実額の四分の三を目指していたが、今度は神戸市も余裕がなくなつたので、実質的に補助割合が増えたかどうかはまだわからぬ。ただ、神戸市の特別養護老人ホームは被害が少なかつたので、融資を受ける必要もなさそうという。

完成していたところで全壊した。しかし、完成していないために施設としての認可を得ておらず、災害復旧費の補助を得られないという問題が指摘されている（神戸新聞四月二一日夕刊八面）。

今回の震災で兵庫県内の小規模作業所約二〇ヶ所が全半壊した。無認可作業所には運営費の補助があったが、潰れた場合厚生省の災害復旧事業所で働く障害者は仕事が減り、自

宅も壊れ、しかも、作業所もないかし、完成していないために施設としての認可を得ておらず、災害復旧費の補助を得られないという問題が指摘されている（神戸新聞四月二一日夕刊八面）。

民間の財団の助成で、兵庫県内に一ヶ所の授産所ができそうである。また、被災障害者のために一〇億円基金を設立して、その利子で障害者の小規模作業所などを支援した。いという（神戸新聞厚生事業団は二〇〇画）。神戸新聞厚生事業団は二〇〇〇万円を在宅障害者の作業所に助成

① 公共土木関係	○公園、街路、都市排水施設 ○改良住宅 ○上水道、簡易水道等施設 ○工業用水道施設 ○一般廃棄物処理施設 ○交通安全施設 ○精神薄弱者援護施設（公立） ○老人福祉施設（公立） ○社会福祉事業授産施設（公立）	補助率 8/10
	○精神薄弱者援護施設（公立） ○老人福祉施設（公立） ○社会福祉事業授産施設（公立）	
② 社会福祉法人の社会福祉施設関係	○身体障害者更生援護施設（社福法人） ○精神薄弱者援護施設（社福法人） ○老人福祉施設（社福法人） ○社会福祉事業授産施設（社福法人）	補助率 2/3
	○社会福祉事業授産施設（社福法人）	
③ 公共施設関係	○警察施設 ○消防施設 ○公立病院 ○公立火葬場・と畜場 ○中央卸売市場	補助率 1/3
	○中央卸売市場	
④ 民間施設関係	○商店街振興組合等の施設 ○日赤等及び救急医療を行う民間病院	補助率 1/2
	○日赤等及び救急医療を行う民間病院	
⑤ 神戸港埠頭公社……岸壁について国庫補助を、クレーン、ヤード等について無利子融資を行う。		

する（神戸新聞四月二三日二七面）。

福祉水準の維持は国家の任務であるから、民間の力にだけ頼っているのは不合理であり、民間の福祉施設の倒産分は国家が補う工夫をすべきであろう。そもそも無認可施設という存在 자체が不合理で、小規模のものでも、国家が支援すべきである。（3）震災による神戸港の被害は一兆四〇〇億円で、公共岸壁は国が復旧工事費の九〇%までを補助するが、神戸港埠頭公社と民間の岸壁が問題になる。

神戸港埠頭公社は、神戸港のコンテナ積み卸しをほぼ独占しているが、行革で廃止された外貿埠頭公团から業務を承継した財団法人（神戸市一〇〇%出資）である（外貿埠頭公團の解散及び業務の承継に関する法律一昭和五六年法律第二八号参照）ために激甚災害法の対象外であった。公社を設立したとき災害復旧の費用は海運会社からの利用料の一部を引当に充ててまかなう仕組みにしたが、それは七〇億円にしかならない。今回の損害は一〇〇〇億円以上である。この公社は利用者負担で公共施設を運営する仕組みであるが、そのもちろん同様である。同公團の建設・改築事業費は料金収入でカバー

済した。民間なら、利用料を値上げして損害を回収すべきものであろうが、それは競争に打ち勝てず、破産の別動体であり、利用料でまかなえるのは通常の維持管理費であつて、初期の設備投資分は利用料でまかなえることは無理であるが、今回は初期に戻ったと考えると、国家の支援が必要である。

民有岸壁の損害は約二〇〇〇億円で、六甲アイランド北側の第一工区は神戸製鋼が自力復旧するが、第二から第四工区は関係企業がそれぞれ約二〇社に上り、調整が困難であった。護岸を有する民間企業が開銀の低利融資を受けて原型復旧した後、護岸を市に寄付した後、市が国の補助（四〇%、防災機能強化のための海岸保全施設整備事業）を受けて本格復旧する（市の負担の一部も地方交付税で補填する）が、寄付後も從来通り使用できるようにする（神戸新聞四月一五日三面、読売新聞五月一日三面）。

（4）高速道路の横倒して記憶に焼き付いている阪神高速道路公團ももちろん同様である。同公團の建設・改築事業費は料金収入でカバー

する独立採算に立っており、国庫補助は出ないのが原則であるが、同公団の年間収入は一七〇〇億円くらいで、被害額は四六〇〇億円（道路本体は四一〇〇億円、防音壁などは五〇〇億円）と推定される。そこで、国と地方公共団体が同公団の災害復旧工事に要する経費の一部を補助できるという阪神高速道路公団法四一条に基づき、建設省の通達（「阪神・淡路大震災により必要を生じた災害復旧事業で阪神高速道路公団が行うものに対する国庫補助に関する基準について」平成七年二月二八日都道監発第二〇号）で、「道路としての交通機能を確保するために必要な本体施設に係る災害復旧事業費」につき、兵庫県の区域内は一〇分の八（残額は兵庫県と神戸市が半分ずつ）、大阪府内は三分の一の国庫補助をするようになつた。補助対象となる災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な工事費、附帯工事費、工事施行管理費等委託費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費及び當鑄費の合計額及び事務費とされ、これには特別な事情があると認められる応急工事に要した費用を含むものとされている

（防音壁など環境対策費は対象外）。

（5）民間病院は公共事業とは異なり、適正原価・適正利潤の原則に対しても、建物の改築・建替費用の三分の一（限度額五〇〇万円、医療器具を含む）が補助されるが、歯科料金を規制しているようなものではあるし、多數の医療機関が機能を失えば、地域医療という公共性の高いサービスを害するから、国家としては支援する必要がある。しかし、医療機関には適正利潤の原則もなく、国家から補助を得て儲けるかもしれない。

そこで、被災した民間医療機関に対する補助は、公的医療機関と政策医療を行っている医療機関（救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療または夜間診療を行っている病院及び救急医療に係る高度の医療を提供している病院で、その施設のうち救急医療を行うために必要なもの）に限り、阪神・淡路大震災に対処するためはともに震災の被害を受けたが、他の路線を持っているJR西日本、阪急は国庫補助を受けないので対し、阪神は全営業路線の七〇%に当たる

（6）阪神間のJR、阪急、阪神はともに震災の被害を受けたが、他の路線を持っているJR西日本、阪急は国庫補助を受けないので対し、阪神は全営業路線の七〇%に当たる（政令一条）ことにし、医療施設近代化施設整備事業（平成五年一二月一五日健政発七八六号厚生省健康政策局長通知）を弾力運用して行う（平成七年三月一日健政発一五五号厚生省健

康政策局長通知）。在宅当番医制等

「国の医療」に参加している診療所

に對しては、建物の改築・建替費用

の三分の一（限度額五〇〇万円、医

療器具を含む）が補助されるが、歯

科診療所については、国、県、市町

村が運営費を負担して休日の救急患

者を受け入れ、医者らが輪番で担当

する同制度に参加していないため

に、補助対象からはずされたとして

もめている。しかし、三八七の歯科

診療所が震災で全半壊し、その約五

五%は現在でも再開できていない。

最低でも二〇〇〇万円という再開費

のねん出に苦しんでおり、しか

も、在宅当番制には参加していない

が、独自の輪番制で救急診療を実施

し、阪神地区では県の補助で休日診

療していると主張している。

（6）阪神間のJR、阪急、阪神

はともに震災の被害を受けたが、他

の特別の財政援助及び助成に関する法

律の厚生省関係規定の施行等に関する

（施行規則一五条の三第三項三号）と

（施行規則一五条の三第三項三号）と

厳しい。さらに、その収益では鉄道

の運営に要する費用（災害復旧費用

を除く）を償い、かつ、当該災害復

旧事業に要する費用を回収すること

が困難（施行規則一五条の三第三項四

号）とされていたが、今回はこの適

用を排除した（運輸省令平成七年第

九号）。この要件は過疎路線を念頭

においている関係で、運用方針で三

年間の輸送密度が八〇〇〇人（一日

一キロ当たり）とされていたため、

受けたことになった（日経四月二六日三三面）。このほか、JR貨物、

神戸新交通、山陽、神戸市交通局、

神戸高速、神戸電鉄、北神急行が補

助を得ることになる。

鉄道軌道整備法は、「洪水、地震

その他の異常な天然現象により大規

模の災害を受けた鉄道であつて、す

みやかに災害復旧事業を施行してそ

の運輸を確保しなければ国民生活に

著しい障害を生ずる虞のあるもの」

（三一条項四号）に補助する制度をお

いているが、その条件は、鉄道事業

のほか、当該鉄道事業者が経営する

全事業（不動産事業、ホテル、デパー

トなど）の災害前三年の收支が赤字

か災害後五年間の見通しが赤字確実

（施行規則一五条の三第三項三号）と

（施行規則一五条の三第三項三号）と

厳しい。さらに、その収益では鉄道

の運営に要する費用（災害復旧費用

を除く）を償い、かつ、当該災害復

旧事業に要する費用を回収すること

が困難（施行規則一五条の三第三項四

号）とされていたが、今回はこの適

用を排除した（運輸省令平成七年第

九号）。この要件は過疎路線を念頭

においている関係で、運用方針で三

年間の輸送密度が八〇〇〇人（一日

一キロ当たり）とされていたため、

1995.6.20 (No. 1070)

阪神電車などを救えないもので、この四号を適用しないことにしたという。それならこの施行規則を改正しなくとも、運用方針を改正すればよいとも思われるが、この震災への適用が目に見えるようにするために施行規則を改正したと聞く。ただし、営業収益が赤字でも、土地などを売却するなどにより配当することは可能で、資本金の5%までは、配当に許可を要しない（鉄道軌道整備法第五条の二、施行令五条）。配当する余裕があるなら、その分を復旧費に回すべきで、補助を受けた会社の株主が配当を得られるのは筋が通らないという気もするが、よくわからな

い。

この災害のための減収分の補助制度はない。ローカル赤字線には補助があるが（鉄道軌道整備法三条・八条、同法施行規則七条）。

(7) 神戸の北野にある異人館街の建造物のうち、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている三四棟の修復については国が補助率を七〇一六三%までアップし、残りを兵庫県、神戸市、所有者が負担することになったが、指定以外の異人館修復には補助がない。市民運動で修復支

援に基金をつくろうとしている（神戸新聞四月一三日一面）。無認可作業所と同じ問題である。

(8) 市場は復旧費の補助を見込んだところ、移転するなら補助しない等という事態が生じて困っている（神戸新聞五月九日三面）。

3 自治体の減収補填

地方公営企業（水道、地下鉄、下水道、病院など）は大打撃を被ったので、国庫補助だけではたりず、一般会計から助けて貰う必要が生じた。災害の復旧などに関しては一般会計から補助できることになっており（地方公営企業法一七条の三）、地方公営企業の災害復旧事業に関しては一般会計から一定の繰り出しが認められた（自治企一平成七年三月七日「阪神・淡路大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業に対する地方財政措置について」）。

これらの補助は施設の災害復旧費に対するものであるが、その震災で営業収入が激減し、維持管理費は同様にかかるので、大赤字である（神戸市の水道局は三一億円の減収、神戸新聞五月一一日三面）。しかし、減収補填の方法は用意されていない。料

金値上げで增收策を講ずるしかないらしい。もともと、水道や公立病院の独立採算制に無理があるので、天災による大減収については、国費による支援を用意する必要があろう。歳入欠陥債は、災害による地方税の減免で生じた財政収入の不足額および国庫補助を受けて行う災害対策事業の地方負担額を対象とする地方債である。その元利償還金の五七%が特別地方交付税で措置される。しかし、これは地方公営企業の減収分は含まれていない。

阪神間の自治体は、住民税、固定資産税、法人事業税などの大幅減収、震災復興事業の負担分、公債費の増加などのために、財政状況はきわめて苦しくなった（神戸市の場合、日経四月一七日二二面）。さらに、このままでは阪神間は社会保障の街になりそうであるから、ますます減収になってしまふ。新規事業はほぼ不可能で、基本的な行政サービスでも十分にできるのか、特に福祉の地方分権化によって要求される地方政府に耐えられるのか、心配である。

そこで、阪神間の経済を活性化することが重要である。

その方法として、兵庫県の提案する神戸港のエンタープライズゾーンも面白いアイデアである。自由貿易地区として、関税の減免のほか、関連施設整備への優遇措置、低輸送コストを実現するための港湾機能の高度化、内外の企業の立地を促すため投資減税などを組み合わせ、港を核とした早期復興に道をつける制度である（日経四月一六日二面）。なぜ神戸港だけか、特例は認められないという反論が多いらしいが、このままで、神戸港は国際競争に負けてしまつてしまうから、ここで特例を認められたほうが国家も得である。ちょうど、金の卵を生む鶏に餌をやるかどろかの瀬戸際である。

また、神戸港（神戸港埠頭公社分）は、このまま独立採算制で経営すれば、高くついて、国際競争に負けるので、国際競争の問題が起きない国内の交通機関とは異なり、復旧費のほかに、特別の財政援助をして、日本国の大盤沈下を防止すべきではない。このままで、神戸港が耐震設計で復旧した頃、閑古鳥が泣くこと

配される。

(1) 日本の災害対策の制度の概要としては、国土庁防災局監修・日本の災害対策（ぎょうせい、一九八六年）参照。災害に耐えうる街をつくるという論点に関しては、簡単であるが、阿部泰隆「法律時評阪神・淡路大震災の提起した法政策問題」法律時報六七巻六号参照。まちづくり等に関するでは、「被災者の合意得やすい特別立法を」（朝日新聞二月六日論壇）、「神戸復興への視点」（東京新聞二月二一日二六、一七面）、第一三二回国会衆議院予算委員会で二月九日公述人として発言（予算委員会公聴会議録第二号平成七年二月九日一七頁以下）、「座談会 復興への提言発言」（朝日新聞三月一七日別冊六一七面）、「阪神・淡路大震災復興特別立法の緊急提案」（法律時報六七巻三号）、「震災救助・復興のために法システムはなぜ動きにくいか」（法律時報六七巻四号）、「被災地の実態を踏まえた復興の法制度を」（Community Information（関西電力広報誌）一五四号、一九九五年三月号）。

このほか、震災関連の筆者の意見を述べたものとして、「救済金分配基準見直せ」（神戸新聞三月二日夕刊）、「阪神被災者の救済方法を提案する」（東洋経済三月二十五号二三五頁）、「弔慰金、義援金、災害復興基金などの分配基準の提案」（ジュリスト一〇六五号五〇頁）、「被災地復興に『政策法学一』を」（日経五月五日一五面）、「義援金配分計画の再考を」（神戸新聞五月一四日三面）、「大震災被災者への個人補償――政策法学からの吟味」（ジュリスト本号）、「弔慰金、災害見舞金、義援金など――総合的に調整し、困っている順に救済

を」「避難所・仮設住宅の法制度と運用――災害救助法」とともに神戸大学震災研究会（一〇〇日の軌跡（神戸新聞総合出版センター発行予定）、「住宅再建の課題」神戸大学経営学部・BUSINESS INSIGHT（近刊）。また、神戸大学の教官有志でつくる神戸大学震災研究会有志は、三月一七日になされた都市計画決定の前に、「都市計画決定と住民参加に関する意見……みんなで痛みを分かちあって、積極的なまちづくりをしよう」を発表したが、私はその原文を起草した。

(2) これについては、総務省行政監察局編・震災対策の現状と問題点（大蔵省印刷局、一九九二年）三頁以下。

(3) 藤井陽一郎（茨城大学理学部教授、地球物理学）が震災後の衆議院予算委員会公述人として述べた発言を読んでも、地震予知が私の期待する意味で可能であるとは思われない。第三回国会衆議院予算委員会公聴会議録第二号平成七年二月九日二二一二四、二六頁参照。

(4) 大貫浩良「東京都震災予防条例と震災対策上の諸問題」日本土地法学会・住宅政策・防災と法理論（有斐閣、一九七六年）一六五頁。

(5) 阿部泰隆「政策法務からの提言（日本評論社、一九九三年）二〇八頁以下。

(6) 日弁連「災害対策基本法等の改正に関する意見書」（一九九四年二月）二二頁以下、九弁連「震災賛賛火災対応に関する意見書」（一九九二年九月）三五頁以下。

を」「避難所・仮設住宅の法制度と運用――災害救助法」とともに神戸大学震災研究会（一〇〇日の軌跡（神戸新聞総合出版センター発行予定）、「住宅再建の課題」神戸大学経営学部・BUSINESS INSIGHT（近刊）。また、神戸大学の教官有志でつくる神戸大学震災研究会有志は、三月一七日になされた都市計画決定の前に、「都市計画決定と住民参加に関する意見……みんなで痛みを分かちあって、積極的なまちづくりをしよう」を発表したが、私はその原文を起草した。

(2)

これについては、総務省行政監察局編・震災対策の現状と問題点（大蔵省印刷局、一九九二年）三頁以下。

(3) 藤井陽一郎（茨城大学理学部教授、地球物理学）が震災後の衆議院予算委員会公述人として述べた発言を読んでも、地震予知が私の期待する意味で可能であるとは思われない。第三回国会衆議院予算委員会公聴会議録第二号平成七年二月九日二二一二四、二六頁参照。

(4) 大貫浩良「東京都震災予防条例と震災対策上の諸問題」日本土地法学会・住宅政策・防災と法理論（有斐閣、一九七六年）一六五頁。

(5) 阿部泰隆「政策法務からの提言（日本評論社、一九九三年）二〇八頁以下。

(6) 日弁連「災害対策基本法等の改正に関する意見書」（一九九四年二月）二二頁以下、九弁連「震災賛賛火災対応に関する意見書」（一九九二年九月）三五頁以下。

面同「緑の防災都市」へ決断を」朝日新聞一九九五年三月一〇日四面。

(8)

林育男「防災と街づくり」日本地方法学会・住宅政策・防災と法理論（有斐閣、一九七六年）一四六頁。

(9)

東京都の震災予防条例につき、林

前掲論文

震災対策条例

（ジュリスト増刊新条例百選一

七〇頁〔一九九二年〕）。

（あべ・やすたか）

有斐閣

塩野 宏・小早川光郎 編

行政判例百選Ⅱ(第三版)

別冊ジュリスト No. 122, 123

B5判／各238頁 定価各1800円

▷統一行政法典を持たぬ我が国の立法状況において、現実の行政法のあり方は判例を抜きにしては語れない。第3版では、新編者に小早川教授を迎え、第2版収録の判例を一部差し替えたほか、全体の分類・配列に変更を加えて計221件を収めた。